

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月23日

提出者 立川市長 清水庄平

理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）の公布による。

立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

第1条 立川市市税賦課徴収条例（昭和25年立川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	第7条の3の2 平成22年度から平成41年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第27条の3及び第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。
2及び3略..... (軽自動車税の税率の特例)	2及び3略..... (軽自動車税の税率の特例)
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる <u>同条の規定</u> 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
第2号ア略.....	第67条第2号ア略.....
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車	2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	……略……	……略……
--------	-------	-------

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	……略……	……略……
--------	-------	-------

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア	……略……	……略……
--------	-------	-------

に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	……略……	……略……
--------------	-------	-------

3 法附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	……略……	……略……
--------------	-------	-------

4 法附則第 30 条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 67 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成 29 年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 67 条第 2 号ア	……略……	……略……
--------------	-------	-------

第 2 条 立川市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の9第2号に掲げる事項</u>は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、若しくは納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2、第33条の5の5（第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書に係る部分を除く。）、第36条の6、第49条第1項、第2項若しくは第4項、<u>第66条の6第1項</u>、<u>第68条第2項</u>若しくは第3項、<u>第81条第1項</u>若しくは第2項、<u>第83条の4第2項</u>又は<u>第119条第1項</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第11条の3 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）<u>第1条の9第2号に規定する事項</u>は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し、若しくは納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第12条 納税者又は特別徴収義務者は、第31条、第33条の5、第33条の5の2、第33条の5の5（第36条の6の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の6の4第1項（第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第33条の7第1項（法第321条の8第22項及び第23項に規定する申告書に係る部分を除く。）、第36条の6、第49条第1項、第2項若しくは第4項、<u>第68条第2項</u>若しくは第3項、<u>第81条第1項</u>若しくは第2項、<u>第83条の4第2項</u>又は<u>第119条第1項</u>に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入するときは、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長のあったときは、その延長された納期限。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) ……略……</p>
--	--

- (2) 第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4)～(6) ……略……

（法人税割の税率）

第27条の4 法人税割の税率は、100分の8.4とする。

（法人税割の課税の特例）

第27条の5の2 資本金の額又は出資金の額が100,000,000円以下である法人及び第25条第2項第1号アからエまでに掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、第27条の4の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項に規定する資本金の額又は出資金の額は、法人等の各事業年度又は各連結事業年度の終了の日における額とする。ただし、法第321条の8第1項前段の規定により法人税法第72条第1項、第88条又は第144条の4第1項の規定が適用されるものにあっては当該事業年度開始の日から6月の期間の末日、法人等が解散したときにおける清算中の事業年度にあっては当該解散の日における額とする。

（個人に対して課する市民税の法人税割の課税の特例）

第27条の5の3 第17条第1項第5号に掲げる者に対して課する法人

- (2) 第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書に係る税額（第4号に掲げる税額を除く。）当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- (3) 第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間
- (4)～(6) ……略……

（法人税割の税率）

第27条の4 法人税割の税率は、100分の12.1とする。

（法人税割の課税の特例）

第27条の5の2 資本金の額又は出資金の額が100,000,000円以下である法人及び第25条第2項第1号アからエまでに掲げる法人に対する各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額は、第27条の4の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。

2 前項に規定する資本金の額又は出資金の額は、法人等の各事業年度又は各連結事業年度の終了の日における額とする。ただし、法第321条の8第1項前段の規定により法人税法第72条第1項、「中間申告規定」という。）、中間申告規定を準用する同法第145条又は第88条の規定が適用されるものにあっては当該事業年度開始の日から6月の期間の末日、法人等が解散したときにおける清算中の事業年度にあっては当該解散の日における額とする。

（個人に対して課する市民税の法人税割の課税の特例）

第27条の5の3 第17条第1項第5号の者に対して課する法人税割額

税割額は、第27条の4の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に8.4分の2.4を乗じて得た額を控除した金額とする。

(軽自動車税の納稅義務者等)

第65条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第66条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買

は、第27条の4の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に12.1分の2.4を乗じて得た額を控除した金額とする。

(軽自動車税の納稅義務者等)

第65条 軽自動車税は、原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車又は2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といい、「原動機付自転車又は小型特殊自動車」を「原動機付自転車等」という。）に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主がその軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主をその軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第66条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第66条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第66条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環

境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第66条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第66条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第66条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項に規定する過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項に規定する過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第66条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第73条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、別に定める。

（種別割の課税免除）

第66条の9 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(1)略.....

(2) 軽自動車等の製造又は販売を業とする者が原動機付自転車等の車体検査等のための試運転又は回送を行うため所定の表示をして使用するもの

（種別割の税率）

第67条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)略.....

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

（軽自動車税の課税免除）

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(1)略.....

(2) 削除

(3) 軽自動車等の製造又は販売を業とする者が原動機付自転車等の車体検査等のための試運転又は回送を行うため所定の表示をして使用するもの

（軽自動車税の税率）

第67条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)略.....

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3)略.....

(種別割の賦課期日及び納期)

第68条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31日までとする。

3略.....

(種別割の徴収方法)

第68条の3 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第70条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならな

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3)略.....

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第68条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31日までとする。

3略.....

(軽自動車税の徴収方法)

第68条の3 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第70条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次

い。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第66条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長からその軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、その請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) ……略……

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第71条 軽自動車等の所有者等又は第66条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 ……略……

(種別割の減免)

第73条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるもの及び生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する原動機付自転車等に対しては、種別割を減免する。

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第65条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長からその軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、その請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1)～(5) ……略……

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第71条 軽自動車等の所有者等又は第65条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2及び3 ……略……

(軽自動車税の減免)

第73条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等及び生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有する原動機付自転車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

<p>(1)～(9) ……略……</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第73条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する。</p> <p>(1) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「<u>身体障害者</u>」といふ。）又は<u>精神に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「<u>精神障害者</u>」といふ。）が所有する軽自動車等（<u>身体障害者</u>で年齢18歳未満のもの又は<u>精神障害者</u>と<u>生計を一にする者</u>が所有する軽自動車等を含む。）で、当該<u>身体障害者</u>、当該<u>身体障害者</u>若しくは<u>精神障害者</u>（以下「<u>身体障害者等</u>」といふ。）のために当該<u>身体障害者等</u>と<u>生計を一にする者</u>又は当該<u>身体障害者等</u>（<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該<u>身体障害者等</u>（<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) ……略……</p> <p>2 前項第1号の定めによって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された<u>身体障害者手帳</u>（<u>戦傷病者特別援護法</u>（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で<u>身体障害者手帳</u>の交付を受けていないものにあっては、<u>戦傷病者手帳</u>とする。以下この項において「<u>身体障害者手帳</u>」といふ。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された<u>療育手帳</u>（以下この項において「<u>療育手帳</u>」といふ。）又は<u>精神保健及び精神</u></p>	<p>(1)～(9) ……略……</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第73条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>(1) <u>身体若しくは精神に障害を有し歩行が困難な者</u>（以下「<u>身体障害者等</u>」といふ。）又は当該者と<u>生計を一にする者</u>（以下この条において「<u>生計を一にする者</u>」といふ。）が所有する軽自動車等で<u>身体障害者等</u>若しくは当該者のために<u>生計を一にする者</u>又は<u>身体障害者等</u>のみで構成される世帯の当該者のために常時介護する者が運転するものであって1台に限り必要と認めるもの</p> <p>(2) ……略……</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、<u>身体障害者福祉法</u>（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付された<u>身体障害者手帳</u>、<u>戦傷病者特別援護法</u>（昭和38年法律第168号）第4条第1項若しくは第2項の規定により交付された<u>戦傷病者手帳</u>、<u>知的障害者</u>であって<u>知的発達の遅滞</u>の程度が中度以上であることを証明する書類又は<u>精神保健及び精神障害者福祉</u>に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付された<u>精神障害者保健福祉手帳</u>及び<u>道路交通法</u>（昭和35</p>
--	---

障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
 - (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
 - (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
 - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
 - (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件
 - (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 3 第1項第2号の定めによって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、その軽自動車等を提示し、又は市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類を提出するとともに前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けて

年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、知的障害者であることを証明する書類又は精神障害者保健福祉手帳の番号及び交付年月日
- (3) 身体障害の個所及び等級又は知的障害若しくは精神障害の程度
- (4) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限
- (5) 運転免許の種類及び条件が付されているときはその条件
- (6) 生計を一にする者にあっては、身体障害者等の氏名

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに市長に対して、その軽自動車等を提示し、又は市長が当該軽自動車等の提示に代わると認める書類を提出するとともに前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受

いる者について準用する。

5 種別割の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項に規定する申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第74条略.....

2 法第445条若しくは第66条の2又は第65条第3項ただし書の規定によって種別割を課すことのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第445条若しくは第66条の2又は第65条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有車又は使用者についても、また同様とする。

3～6略.....

7 第2項に規定する標識及び第3項に規定する証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9略.....

附 則

けている者について準用する。

5 軽自動車税の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限までに第2項又は第3項の申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

(原動機付自転車等の標識の交付等)

第74条略.....

2 法第443条若しくは第65条の2又は第65条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第443条若しくは第65条の2又は第65条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有車又は使用者についても、また同様とする。

3～6略.....

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8及び9略.....

附 則

第15条の2 法附則第31条の4第1項に規定する市が土地の状況を勘案して条例で定める区域については、市の全部の区域とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第15条の4 市長は、当分の間、第66条の8の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第66条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)

第15条の6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に規定する金額の合計額を、徴收取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第66条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

第15条の2及び第15条の3 削除

第15条の4 法附則第31条の4第1項に規定する市が土地の状況を勘案して条例で定める区域については、市の全部の区域とする。

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第66条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第67条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円

5,000円

1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第67条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

第3条 立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
附 則			附 則		
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る立川市市税賦課徴収条例第67条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第67条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第67条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	新条例第67条第2号ア	3,900円	3,100円
第67条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円		6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
第67条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円		3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第67条	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条	新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第67条	立川市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年立川市条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条
附則第16条第1項の	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附	新条例附則第16条第1項の表以外の部分	第67条第2号ア	平成26年改正条例附

<u>表第2号ア(イ)の項</u>		則第6条の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア(イ)	<u>1項の表第67条第2号アの項</u>		則第6条の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)aの項</u>	<u>第2号ア(ウ)a</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア(ウ)a		6,900円	5,500円
	6,900円	5,500円		10,800円	7,200円
	10,800円	7,200円		3,800円	3,000円
<u>附則第16条第1項の表第2号ア(ウ)bの項</u>	<u>第2号ア(ウ)b</u>	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第67条第2号ア(ウ)b		5,000円	4,000円
	3,800円	3,000円			
	5,000円	4,000円			

第4条 立川市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年立川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則 (市たばこ税に関する経過措置)	附 則 (市たばこ税に関する経過措置)

第5条略.....略.....	第5条略.....略.....
2～6略.....略.....	2～6略.....略.....
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、旧条例第12条、第81条第4項及び第5項、第83条の2並びに第83条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、旧条例第12条、第81条第4項及び第5項、第83条の2並びに第83条の3の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
.....略.....略.....略.....略.....略.....略.....
第12条第3号	第66条の6第1項に規定する申告書、第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限	第12条第3号	第81条第1項若しくは第2項に規定する申告書又は第119条第1項に規定する申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則第5条第6項の納期限
.....略.....略.....略.....略.....略.....略.....
8～14略.....略.....	8～14略.....略.....

第5条 立川市市税賦課収条例等の一部を改正する条例（平成28年立川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
附 則	附 則
第3条	第3条
.....略..... (軽自動車税に関する経過措置)略.....
第4条 新条例附則第16条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。	
附 則 (施行期日)	

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中立川市市税賦課徴収条例附則第16条の改正規定及び第5条の規定 平成29年4月1日

(2) 第2条から第4条までの規定並びに次条及び附則第3条の規定 平成31年10月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の立川市市税賦課徴収条例（次条において「31年新条例」という。）第27条の4、第27条の5の2及び第27条の5の3の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

